

## 災害発生時における施設利用等に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と志学館中等部・高等部（以下「志学館」という。）とは、木更津市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合に市が学校法人紅陵学院の管理する志学館の学校施設等を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市が志学館の学校施設等を避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること並びに志学館の教職員が避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の内容）

第2条 前条に定める施設利用等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所として、次に掲げる志学館の学校施設を市が利用すること。  
屋内運動場（中等部体育館等）
- (2) 避難場所として、次に掲げる志学館の学校施設を市が利用すること。  
屋外運動場等
- (3) 避難所等の利用に付随して、志学館の学校設備、備品及び機器類等（以下「学校備品等」という。）を市が利用すること。

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、志学館の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県が定める避難所運営に関する指針等に基づき、市と志学館が協議してその都度定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第3条 市は、志学館の学校施設等を避難所等として利用する必要があるときは、志学館に対し、施設利用等を要請することができる。

2 市は、志学館に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。

- (1) 施設利用等の範囲
- (2) 施設利用等の期間
- (3) その他必要と認める事項

3 志学館は、市から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

(避難所の開設等)

第4条 避難所の開設は、市職員等で行うものとする。

- 2 市は、避難所を開設したときは市職員を配置し、責任者を置くものとする。
- 3 避難所の管理及び運営は、市職員及び避難者等で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

(学校施設の返還)

第5条 市は、志学館が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

- 2 市は、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、志学館の学校施設及び学校備品等を志学館に返還するものとする。また、返還にあたって市は、避難所等として利用する前の常態に復元するものとする。
- 3 市は、避難者の減少等により、学校施設及び学校備品等の利用範囲を縮小できるときは、前項の規定にかかわらず、避難所等の閉鎖前に段階的に志学館の管理する学校施設及び学校備品等を志学館に返還するものとする。
- 4 志学館の学校施設及び学校備品等の返還に関し、市及び志学館は、協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第6条 利用期間中に学校施設の利用に要した経費は、市が負担するものとし、その金額等については、市と志学館が協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

(協議等)

第7条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、市と志学館が協議して定めるものとする。

2 市及び志学館は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市及び志学館のいずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、市、紅陵学院記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月18日

市 住所 木更津市富士見一丁目2番1号

氏名 木更津市

木更津市長 渡辺 芳 邦

紅陵学院 住所 木更津市真舟三丁目29番1号

氏名 学校法人紅陵学院

理事長 鎌田 淳 一